

2012年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

社会保障と税の一体改革の名のもとに、消費税の増税と社会保障制度改革推進法により「自助、共助」を基本に「施し」としての「公助」に限定する、また国民の社会保険料負担の範囲内、あるいは消費税負担内の財源に限定するなど、憲法25条の「解釈改憲」として社会保障制度の根幹にかかわる大改悪が進められようとしています。また、愛知県は、子どもや障がい者等の福祉医療制度の見直しの検討を始めています。地域住民のいのちと健康、暮らしを守るために、以下の事項について積極的な改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について 回答（各課）

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

回答（企画情報課）

憲法並びに地方自治法の趣旨に沿い、厳しい財政状況の中ではありますが、住民生活の安定を重要な施策と位置付け、本町の第5次総合計画の基本目標「健康で元気に暮らせるまち」の実現に努めてまいります。

- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

回答（福祉課）

国・県とともに、住民サービスの充実・向上を目指します。

- ③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)につて、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。

回答（企画情報課）

地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)については、東郷町の実情に応じて適切に対応し、住民サービスの維持に努めていきます。

- ★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回答（収納課）

愛知県地方税滞納整理機構、本町では愛知県豊田尾張地方税滞納整理機構ですが、この機関は愛知県と県内の市町村が緊密に連携し、個人住民税を始めとして市町村税の滞納整理を推進するとともに、市町村職員の徴収技術の向上を目的として、設置されています。

本町が機構に参加する意義として、徴収職員の徴収技術の向上はもとより、町行政運営の貴重な資源である町税の確保によるものであります。

また、本町において機構で処理される案件は、個人住民税に滞納があり、他の町税と併せた滞納額の本税額が30万円以上(市では50万円以上)で、かつ、徴収が困難と認められるものです。

これらの案件は、機構に引き継ぎを行う数年前から、本人等への接触や納税交渉を行ってもなお滞納が完結することなく、かつ、減少することなく高額で推移している案件であります。よって、ここまでの滞納に至る経緯の中において、納税相談による分割納付等についても十分に対応した後のものでありますのでご理解を頂きたい。以上です。

★【2】福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回答（保険医療課）

町において必要な福祉医療費助成を行います。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答（保険医療課）

実施しています。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

回答（保険医療課）

精神障がい有する方の一部については、一部対象としています。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答（保険医療課）

相互扶助でもある保険制度の運営においては、医療費負担が必要と考えられます。後期高齢者医療制度は、愛知県後期高齢者医療広域連合が運営していますので、本町で医療費の自己負担を無料化することはできません。

後期高齢者福祉医療制度の対象者の拡大については、愛知県の補助制度と対象者等をあわせて実施していますので、愛知県の補助制度の拡大にあわせて検討してまいります。本町単独での福祉給付金制度の拡大予定はありません。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

- ①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

回答（長寿介護課）

所得段階区分につきましては、昨年度までの所得段階区分9段階に第4段階(特例)、さらに第3段階にも特例区分を設けより細かい段階設定をしています。

また、第1段階、第2段階の保険料率を基準額の0.5から0.3に引き下げ、低所得段階の倍率を低く抑えています。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

回答（長寿介護課）

第1号被保険者の保険料は、課税状況(前年所得)などをもとに所得段階別に分けて決定されます。所得に応じた保険料の負担になっているため、町独自の減免は考えておりません。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答（長寿介護課）

利用料については、所得の低い方には負担限度額を設定しております。また、高額介護サービス費についても、利用者負担上限額が低く設定されていますので町独自の減免制度は考えておりません。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

回答（長寿介護課）

介護予防サービス及び地域支援事業につきましては、実情に応じて実施しております。第5期高齢者福祉計画策定委員会で検討した結果、介護予防・日常生活支援総合事業は、実施しません。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答（長寿介護課）

介護サービスの基盤整備については、本町の介護保険事業計画に基づき取り組んおり、第5期期間中に地域密着型介護老人福祉施設の整備をすすめていきます。また、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるような助成制度につきましても、今の段階では考えておりません。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

回答（長寿介護課）

役場に隣接するイーストプラザいこまい館内に地域包括支援センターを設置するとともに、平成22年度から地域包括支援センターのブランチを愛厚ホーム東郷苑に設置しており、中学校区毎に地域包括支援センターを設置することは考えておりません。地域包括支援センターの委託費については、委託先から不足していると報告を受けておりませんので、現在のところ引き上げるということは考えておりません。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答（長寿介護課）

介護サービスを提供している民間事業者に、町が財政的な支援をすることは考えておりません。

(2)高齢者福祉施策の充実について 回答（各課）

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回答（長寿介護課）

生活援助員の派遣サービスや配食サービスは安否確認も兼ねて行っております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

回答（くらし協働課）

巡回バスの利用については、65歳以上の方は無料となっています。また、障がい者についても、障がい者手帳をお持ちの方とその付き添いの方1名は無料となります。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

回答（長寿介護課）

高齢者の集まりの場所への援助については、和合ヶ丘地区・諸輪住宅・西白土地区において「思い出の語り場づくり」として、月に1～4回集会所で行っており、会場使用料と傷害保険料を助成しております。

また、東郷町社会福祉協議会においても「いきいきサロン事業」として助成事業を行っております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

回答（長寿介護課）

町がバリアフリーの高齢者住宅を整備することは考えておりません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

回答（長寿介護課）

配食サービスについては、週7回（毎日）夕食の配達を実施しており、配達費相当分を町で負担し、材料費等相当分を自己負担額としております。

閉じこもり予防の会食会は、和合ヶ丘地区和話の会（月1回）、御岳地区遊心ひろば（月2回）など、地域活動としていろいろな団体が実施しており、町としても出前講座として介護予防の普及啓発等を行っております。

★(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答（長寿介護課）

要介護認定者は、介護の手間のかかり具合によって要介護度が認定されており、要介護度と障害の程度とは基準自体が異なりますので一律に障がい者控除の対象にすることは考えておりません。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答（長寿介護課）

すべての要介護認定者を障がい者控除の対象にする考えはありません。

平成22年度から要介護認定者で障がい者控除の対象となる方には障がい者控除対象者認定書を送付しております。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

回答（保険医療課）

後期高齢者医療の加入者に対しては、被保険者に対し、個別に申請書を送付しています。国民健康保険の加入者に対しては、70歳未満はハガキ通知をし、70歳以上は自動払いをしています。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

回答（保険医療課）

資格証明書の交付の扱いについては、愛知県後期高齢者広域連合が定める規定により、県内で同一の運用です。

3. 子育て支援などについて 回答（各課）

- ①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

回答（健康課）

妊産婦健診は、産前14回の健診を、予算の範囲内で実施します。産後健診は考えていません。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

回答（学校教育課）

現状では、基準の引き上げは考えていません。

申請の受付は市町村窓口で行っており、申請手続きに民生委員の証明は求めています。年度途中での申請手続きについては、案内文への掲載を検討していきます。

支給費目については、平成23年度よりPTA会費及び生徒会費を追加しましたが、それ以上の拡充は今のところ考えていません。

- ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

回答（学校教育課）

趣旨は理解しますが、ご要望にお応えすることはできません。

- ④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

回答（給食センター）

国が出荷制限している食材は市場に流通していないため、本町の給食の使用食材は安全であると認識しています。また、必要に応じて食材の産地業者から放射能検査結果の提出するようにお願いしています。

- ⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

回答（安全安心課）

そうした方々に配慮した避難所となるよう努めます。

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

回答（保険医療課）

国・県に要望が必要な事項については、要望を行ってまいります。都道府県単位化に反対する理由は、現時点ではありません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答（保険医療課）

保険税額は、国民健康保険の財政運営状況を鑑みて決定しています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

回答（保険医療課）

18歳未満の子どもについて、均等割の対象から除外する予定はありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回答（保険医療課）

現行の減免基準により、減免を適用します。現在予定はありません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答（保険医療課）

金額の根拠がわかりませんが、現在、予定はありません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答（保険医療課）

適切な保険証の交付を行っています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

回答（保険医療課）

給付の制限は行っていません。納税者の納税を促しています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

回答（保険医療課）

町の規程に基づき納付状況により有効期限を決定しています。適切な納付のためには、相談機会をより多く設定することが、納付の促進に繋がると考えます。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

回答（保険医療課）

納税相談の際に伺い、生活実態の把握に努めている。保険税の納付については、相談を実施している。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

回答（保険医療課）

生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する一部負担金の減免の実施予定はありません。

5.障害者・児施策の拡充について 回答（各課）

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

回答（保険医療課）

自立支援医療については、法律及び町独自の福祉医療費の助成により、医療費については、概ね自己負担を扶助しています。

回答（福祉課）

福祉サービスの補装具につきましては、国の指針、施策に準じて実施していきます。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

回答（福祉課）

訪問系サービスの支給時間は、個々のケースの状況も勘案したうえで決定しています。

また、移動支援の支給時間については①未就学・小学生、②中学生・高校生、③一般とそれぞれ支給量上限を設けていますので、現時点において支給量を超える時間分を支給することは考えておりません。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

回答（福祉課）

要綱上では利用対象者が通勤や通学の移動訓練を行なう場合の一時的な利用について、最長利用期間を1か月と定めていますが、利用対象者の置かれた状況やニーズを勘案し柔軟に対応しています。

- ★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

回答（長寿介護課）

障がい者であっても介護保険制度を利用される場合は、原則1割負担となります。

また、非課税世帯については、収入等に応じて負担限度額による減額や高額介護サービス費が支給されるので利用料の撤廃は考えておりません。

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

回答（安全安心課）

避難所である地区のコミュニティセンターにおいては、最近建設された施設はバリアフリー化されていますが、それ以外の施設ではされていない施設もあります。

また、避難所である小中学校の体育館では、段差をなくすスロープ設置などの対応はしています。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

回答（安全安心課）

いこまい館を福祉避難所として指定しています。

また、災害時要援護者の避難施設として、特別養護老人ホームなど、5施設と災害協定を締結しています。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

回答（福祉課）

災害時要援護者支援については、現在要援護者の台帳作成を進めているところです。なお、平常時の登録状況を民生委員等に開示承諾を了承されていれば情報提供する予定です。県及び福祉圏域間での情報共有はセキュリティーの問題が解決されていないので今はできません。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

回答（健康課）

がん検診、歯周疾患検診は、国の定めたガイドラインに基づき実施します。

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

回答（健康課）

予算の範囲内で実施しており、無料化する予定はありません。

7. 予防接種について

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

回答（健康課）

無料で実施しています。

②高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

回答（健康課）

平成24年度10月～75歳以上の高齢者肺炎球菌の助成事業を開始しました。ただし、その他の任意予防接種は、国の動向を見極め研究していきます。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してく

ださい。

回答（福祉課）

生活保護を最後のセーフティーネットと位置づけ、他制度の利用ができず保護が必要な人に申請いただきます。

- ②就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

回答（福祉課）

尾張福祉事務所と連携し、適宜就労支援員を派遣いただいたり、ケースワーカーより生活指導を行っていただくなどしています。

- ③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

回答（福祉課）

現在東郷町として窓口には警察官OBを常駐させることについては考えておりません。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書 回答（各課）

- ①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。

回答（企画情報課）

社会保障・税一体改革及びマイナンバー制度については、意見書等の提出は考えておりませんが、今後の国の動向に注視してまいります。

- ②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

回答（保険医療課）

年金制度については、国や政府が構築するものと考えます。ご趣旨についての意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

回答（保険医療課）

ご趣旨についての意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。

(回答)長寿介護課

国庫負担分(調整交付金)の5%を国の負担分(25%)の外枠として、要望していきます。

また、平成24年度から介護職員処遇改善交付金事業に代わり介護職員処遇改善加算が介護報酬加算として新たに加わり、事業者が自発的に賃金改善の目標や計画、職員の能力向上のための研修について取り組むことで報酬が加算され、既に支援体制が整備されています。

生活支援の時間短縮に関しては、平成24年度からの見直しであり、現段階で元に戻した方が良いのかどうかの評価は難しいため、今後利用者や介護サービス事業者の意見等を参考に検討する必要があります。

- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

回答(保険医療課)

子どもの医療費は18歳年度末まで現物給付としています。ご趣旨についての意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。(健康課)

回答(健康課)

国の施策で決定するものであるから、意見書及び要望書等を提出する予定はありません。

- ⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

回答(福祉課)

国の指針、施策に準じて実施していきます。障がい者施策と介護保険制度を選択できるようなことは考えておりません。

- ⑧H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

回答(健康課)

国の指針、施策に準じて実施していきます。
意見書等の提出は考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回答(保険医療課)

愛知県にはその旨、要望しています

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答 (保険医療課)

子どもの医療費は18歳年度末まで現物給付としています。福祉医療制度を縮小せず、存続・拡充することを要望しています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

回答 (保険医療課)

福祉医療制度を縮小せず、存続・拡充することを要望しています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答 (保険医療課)

後期高齢者医療制度は、愛知県後期高齢者広域連合が運営しているところですので、ご趣旨の要望の予定はありません。また、愛知県に対して、福祉医療制度を縮小せず、存続・拡充することを要望しています。

(2) 県民の医療を守るために 回答 (各課)

①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

回答 (保険医療課)

愛知県の補助制度と同じ内容で実施しておりますので、県において十分な検討がなされたものと考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

回答 (保険医療課)

愛知県の判断であると考えます。具体的に要望することは考えておりません。

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

回答 (保険医療課)

補助金の増額については、県の判断になります。具体的に要望することは考えておりません。

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

回答 (福祉課)

国の指針、施策に準じて実施していきます。町独自の補助制度は考えておりません。

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

回答 (健康課)

県において検討すべき課題と考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してくだ

さい。

回答（健康課）

県において検討すべき課題と考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

- ⑥ 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

回答（健康課）

県において検討すべき課題と考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

- ⑦ 厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

回答（健康課）

県において検討すべき課題と考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

回答（保険医療課）

上記①～④については、後期高齢者医療の実施主体である愛知県後期高齢者医療広域連合において検討すべき課題と考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

以上